

岐阜工業高等専門学校情報公開取扱要項

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則(平成19年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第70号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(受付)

第2条 規則第5条第3項に定める本校の情報公開窓口(以下「情報公開窓口」という。)は、総務課総務係とする。

2 本校が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、総務課総務係において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 本校が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、岐阜工業高等専門学校文書管理規程第9条第1項の規定により作成された法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、規則第17条に定める開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)を徴収するものとする。

(3) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するものとする。

(開示等の検討)

第3条 校長は、保有する法人文書の開示・不開示を決定するにあたっては、必要に応じて、本校主管会議に意見を求めるものとする。

(開示の実施)

第4条 法人文書の開示は、原則として情報公開窓口において実施するものとする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

付 記

1 この要項は、平成19年9月19日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

2 岐阜工業高等専門学校情報公開取扱要項(平成13年4月1日制定)は、廃止する。